ハ　海外事業が、海外市場で取引を進めようとするものであり、次のいずれかの要件を満たすものであること。

(1)　取引先の海外進出に伴い、実施する事業であること。

(2)　原材料の供給事情により、実施する事業であること。

(3)　労働力不足により、実施する事業であること。

(4)　国内市場の縮小により、海外市場の開拓又は確保によらなければ成長が見込めないため、実施する事業であること。

ニ　海外事業が被災地域（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第三項に規定する特定被災区域をいう。次条第二項第四号において同じ。）の復興に資するものであること。

四　前号に規定する特定資金の貸付け等については、円高等対策特別相談窓口関係外国法人（第一条第三号ロに掲げる相談窓口に係る事案に関する第九条第二号に掲げる者と資本関係を有する海外事業のために設立された法人をいう。）への資金融通を行わせることを目的として実施する貸付けを含むものとする。

五　第一条第三号ロに掲げる相談窓口に係る事案に関する第九条第二号に掲げる者（中堅企業に限る。）を対象とする特定資金の貸付け等については、業況及び資金繰りの悪化が継続することにより経営上回復し難い損失を被ることが想定される者に対する特定資金の貸付け等であって、その限度額は、二十億円とする。

六　第二条に規定する実施期間の終了日時点における、前号に定めるところにより行う特定資金の貸付け等に付与した損害担保取引に係る補塡の額の累計額については、指定金融機関ごとに、危機対応業務により貸し付けた中堅企業向け長期資金の貸付け等（第一条第三号ロに掲げる相談窓口に係る事案に係るものに限る。）の額の累計額のおおむね三割以内に限るものとする。

七　第一条第三号ホに掲げる相談窓口に係る事案に関する第九条第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、第一条第三号ホに掲げる相談窓口に係る事案に係る災害により被害を受けた平成二十三年タイ洪水被害に関する特別相談窓口関係外国法人への資金融通を行わせることを目的として実施する貸付けを含むものとする。

2　前項第二号に規定する特定資金の貸付け等であって、第一条第三号ロ及びヘに掲げる相談窓口に係る事案に関する第九条第二号に掲げる者（中小企業者等に限る。）を対象とするもの並びに前項第三号及び第四号に規定する特定資金の貸付け等については、短期貸付けにあっては平均貸付期間を一年以内とし、長期貸付けにあっては平均貸付期間を原則として六年以内とするものとする。

（利子補給金の支給に関する事項）

第十二条　災害等に係る事案に関する危機対応円滑化業務のうち、利子補給金の支給は、指定金融機関が次項以下に定めるところにより行う危機対応業務について、実施するものとする。

2　利子補給金の支給の対象は、次に掲げるものとする。

一　平成二十四年九月三十日までに行われる特定資金の貸付けであって、第九条第一号に掲げる者のうち、平成二十三年七月二十四日から八月一日までの間の豪雨による災害により被害を受けた福島県南会津郡只見町及び大沼郡金山町の区域内に事業所を有する中小企業者等であって、事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を町長その他相当な機関から受けたものを対象とする特定資金の貸付け

二　平成二十四年九月三十日までに行われる特定資金の貸付けであって、第九条第一号に掲げる者のうち、平成二十三年八月二十九日から九月七日までの間の暴風雨及び豪雨による災害により被害を受けた三重県熊野市及び南牟婁郡紀宝町、奈良県吉野郡天川村及び十津川村並びに和歌山県田辺市、新宮市、日高郡日高川町並びに東牟婁郡那智勝浦町及び古座川町の区域内に事業所を有する中小企業者等であって、事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けたものを対象とする特定資金の貸付け

三　平成二十五年三月三十一日までに行われる特定資金の貸付けであって、第一条第三号ロ及びヘに掲げる相談窓口に係る事案に関する第九条第二号に掲げる者（中小企業者等に限る。）を対象とするもの（運転資金に係る特定資金の貸付けに限る。）

四　平成二十五年三月三十一日までに行われる特定資金の貸付けであって、第一条第三号ロに掲げる相談窓口に係る事案に関する第九条第二号に掲げる者（中小企業者等に限る。）を対象とする設備資金に係るもの（被災地域の復興に資する設備投資を貸付対象とした設備資金に係る特定資金の貸付けに限る。）

五　前条第一項第三号に規定する特定資金の貸付け等

六　平成二十五年三月三十一日までに行われる特定資金の貸付けであって、第一条第三号ロに掲げる相談窓口に係る事案に関する第九条第二号に掲げる者（中堅企業及び大企業に限る。）を対象とする設備資金に係るもの

3　利子補給金の利子補給率は、次に掲げるとおりとする。

一　前項第一号又は第二号に掲げる者を対象とする場合は、公庫及び指定金融機関で合計して、一貸付先当たり一千万円（組合については、三千万円）を限度に、特定資金の貸付けの日から当初三年間年〇・九パーセントとする（令第四条第二号ヌに掲げる者であって、資本金十億円以上の法人（法別表第一第十四号の中欄に掲げる者を除く。）又は資本金十億円未満の法人（同欄に掲げる者を除く。）を対象とする場合を除く。）。

二　前項第三号に掲げる者（最近における売上高、売上高総利益率又は売上高営業利益率が前年同期に比し五パーセント以上減少している者に限る。）を対象とする場合は、年〇・三パーセントとする。

三　前項第三号に掲げる者（雇用の維持又は雇用の拡大を図る者に限る。）を対象とする場合は、年〇・二パーセントとする。

四　前二号は、同時に適用することができるものとする。

五　前項第四号に掲げる特定資金の貸付けを受ける者を対象とする場合は、特定資金の貸付けの日から当初二年間年〇・五パーセントとする。

六　前号は、第二号、第三号及び次号と同時に適用することができないものとする。

七　前項第五号に掲げる特定資金の貸付けを受ける者を対象とする場合は、特定資金の貸付けの日から当初三年間年〇・五パーセントとする。

八　前号は、第二号、第三号及び第五号と同時に適用することができないものとする。

九　前項第六号に掲げる者を対象とする場合は、指定金融機関で合計して、一貸付先当たり二百億円を限度に特定資金の貸付けの日から当初二年間年〇・五パーセントとする。

（特定資金の貸付け等の限度額）

第十三条　災害等に係る事案に関する危機対応業務のうち、第九条各号に掲げる者に対するツーステップ・ローンを原資とする特定資金の貸付け等（社会資本整備に係るものその他主務大臣が定めたものに限る。）については、法第十五条第一項に規定する危機対応円滑化業務実施方針に定める限度額を適用しないものとする。

2　前項の規定にかかわらず、災害等に係る事案に関する危機対応業務のうち、第一条第三号ロに掲げる相談窓口に係る事案に関する第九条第二号に掲げる者（中堅企業等（第十一条第一項第五号に規定するところにより、損害担保取引の対象となる中堅企業を除く。）に限る。）を対象とするツーステップ・ローンを原資とする特定資金の貸付け等については、法第十五条第一項に規定する危機対応円滑化業務実施方針に定める限度額を適用しないものとする。